

基山町ごみ集積所設置基準（集合住宅・分譲宅地）

（目的）

第1条 この基準は、基山町内に新規に開発される集合住宅や分譲宅地等（以下「集合住宅等」という。）にごみ集積所を設置する際必要な事項を定めることを目的とする。

（設置基準）

第2条 分譲宅地が10戸以上となる場合は、10戸程度に1箇所の割合で専用のごみ集積所を設置するものとする。

2 分譲宅地が10戸未満となる場合は、該当する行政区の区長と協議を行ない、既存のごみ集積所を利用できない時は新しくごみ集積所を設置するものとする。

3 集合住宅の場合は、1箇所以上設置するものとする。

4 集合住宅等が50戸を超えるときは、別途基山町と協議すること。

（設置面積及び設置条件）

第3条 10戸以下のごみ集積所の1箇所あたりの下限面積は4㎡とする。

2 ごみ集積所の1戸あたりの下限面積は0.4㎡とする。

3 収集車が通行でき、通り抜けができる道路に面した場所に設置すること。

4 通り抜けができない道路に面した場所に設置する場合は、道路に転回場所を設けること。

5 交通の妨げとならないよう、設置場所に面する道路の幅員は4.0m以上とし、急な勾配やカーブがある場所には設置しないこと。

6 交差点や道路標識等の側には設置しないこと。

7 その他収集・運搬作業に支障のない場所に設置すること。

（構造及び付帯設備）

第4条 ごみ集積所の構造については、ブロック積みや既製商品の設置等によるものとする。

2 ブロック積みで設置する場合は、搬入及び搬出に支障のないよう十分な間口を確保すること。また、既製商品を設置する場合は、その底部面積が下限面積を下回らないようにすること。

3 ごみ集積所には扉やネット等を設置し、散乱防止の措置を講じるよう努めること。

4 清掃用の水利設備を設置する場合は、排水等について施設管理者または水利権者と協議すること。

5 ごみ集積所の排水は側溝に塩ビ管で排水すること。

6 ごみ集積所の整備に要する費用は、開発者の負担とする。

（設置後の管理）

第5条 ごみ集積所を設置後、その利用を開始する2週間前までに、基山町に「ごみ集積所新設設置届出書」を届出なければならない。

2 ごみ集積所は、集合住宅等の所有者、管理者及び居住者が常に良好な状態に管理しなければならない。

3 設置後の管理に要する費用は、集合住宅等の所有者、管理者及び居住者の負担とする。

（基準の見直し）

第6条 この基準は、次の各号のいずれかに該当する場合に見直すことができる。

(1) ごみ容器の容量又は種類の変更

(2) ごみ容器の収集日又は収集回数の変更

(3) その他町長が必要と認めた場合

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。